

平成31年度当初正予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	ブロック塀等改修整備	
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業
			補助率:定額	補助率:定額			補助率:国1/2、事業者1/2	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4
補助上限:9,520(9,710)円/m ² (※1) 補助下限:なし			補助上限:758(773)万円or1,512(1,540)万円/施設 補助下限:80万円/施設(但し、非常用自家発電設備整備はなし)			補助上限:450(459)万円/施設 補助下限:なし	補助上限:なし 補助下限:なし	
定員30人以上の施設等	都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	-	-	-	○(450(459)万円)(特養に限る)	○	
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	-	-	○(450(459)万円)	○	
		③ 介護老人保健施設	-	-	-	○(450(459)万円)	○	
		④ 介護医療院	-	-	-	○(450(459)万円)	○	
		⑤ 養護老人ホーム	-	-	-	○(450(459)万円)	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	-	-	-	○	
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(宿泊を伴うものに限る)	-	-	-	○	
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	-	-	-	-	○	
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	-	-	-	-	○	
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	-	-	-	-	○	
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	-	-	-	-	○	
		⑫ 在宅複合型施設(※2)	-	-	-	-	○	
地域密着型29人以下の施設等	市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	-	-	○(1,512(1,540)万円)(特養に限る)	-	○	
		⑭ 小規模ケアハウス	○	-	○(1,512(1,540)万円)	-	○	
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	-	○(1,512(1,540)万円)	-	○	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	-	-	○(1,512(1,540)万円)	-	○	
		⑰ 小規模介護医療院	-	-	○(1,512(1,540)万円)	-	○	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	-	-	○(758(773)万円)	-	○	
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	-	-	-	○	
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(宿泊を伴うものに限る)	-	-	-	○	
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△(宿泊を伴うものに限る)	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	-	-	-	-	○	
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	-	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	-	-	-	-	○	
		㉘ 介護予防拠点	-	-	○(758(773)万円)	-	○	
		㉙ 地域包括支援センター	-	-	○(758(773)万円)	-	○	
㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○(※4)	-	○(758(773)万円)	-	○			
㉛ 緊急ショートステイ	-	-	○(758(773)万円)	-	○			
㉜ 施設内保育施設	-	-	○(758(773)万円)	-	○			

※1 1,000m²未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限238.5(244)万円/施設(スプリンクラー整備に伴うものに限る)、自動火災通報装置は105.9(108)万円/施設(300m²未満)、火災報知設備は31.9(32.5)万円が上限額/施設(500m²未満)がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

○留意事項

・各事業の上限額の()内は、2019年10月の消費税率の引上げを前提とした+2%の増額

・補助単価について、「2019年4月1日から2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日から」を適用するのかは、各介護施設等が実施する事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを受けた日を基準日として判定する。

なお、例えば、既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業について、施設等が複数の設備を整備する場合、一つひとつの設備ごとに基準日を判定するのではなく、整備する設備のうち最後に引き渡しを受けた日を基準日として判定すること。

		スプリンクラー設備等整備	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	ブロック塀等改修整備
		既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の安全対策強化事業
		補助率：定額	補助率：定額			補助率：国1/2、事業者1/2
		補助上限：9,520（9,710）円/m ² （※1） 補助下限：なし	補助上限：758（773）万円 or 1,512（1,540）万円/施設 補助下限：80万円/施設（但し、非常用自家発電設備整備はなし）			補助上限：なし 補助下限：なし
補助対象事業		○スプリンクラー設備等の整備 （定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を 主として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設を想定）	○耐震化整備 （耐震診断の結果等で倒壊のおそれがある市区町村長が認めたもの）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （補助対象内容は「別紙2 認知症高齢者グループホーム等防災改修 等支援事業の取扱いについて」のとおり）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	○非常用自家発電設備整備 （緊急災害用の自家発電設備の整備）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		第2の2のア、第3の2のア		第2の2のイ		第3の2のイ
対象経費		先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、運搬費、印刷製本費及び設計監料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費を含む。				
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遺漏のないようご留意願いたい。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くないかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「先進的事業整備計画書（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロッダウンリストの選択）。</p>				
	各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備特許事業を実施するにあたり、m単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があるため、「別紙4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付するとともに、「提出が必要な添付資料」と合わせて別添3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」に記入の上、2部提出すること。</p>				
補助対象外		<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 協議時点で届け出が完了していない有料老人ホーム</p> <p>カ 別添2 整備計画一覧表のうち、年間、月間の両方ともに利用人数実績（宿泊利用者/総数）が5%以下の宿泊を伴う通所介護事業所（地域密着型含む）、認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものを目的としたもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものを目的としたもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>
基準単価		次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。 ア 公的機関（都道府県又は市区町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積				
提出が必要な添付資料		下記の書類を添付すること。 ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市区町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。				
補助（協議）の流れ		<div style="text-align: center;"> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>①協議通知（厚生局宛）</p> <p>②協議通知（都道府県、指定都市、中核市宛）</p> <p>③協議通知（市区町村宛）…都道府県のみ</p> <p>④協議募集（事業者宛）</p> <p>⑤協議申請（交付自治体宛）</p> <p>⑥協議申請（とりまとめ都道府県宛）…市区町村のみ</p> <p>⑦協議申請（所管地方厚生（支）局宛）</p> <p>⑧協議書類の送付（厚生労働省宛）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑧以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。（内示書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定） ・ 交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生（支）局と自治体間で行う。 				

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業について

利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については次の事業内容を補助対象とする。

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法	消防法設備等（スプリンクラー設備

<p>令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p>	<p>等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p>
<p>(6) 消融雪設備整備</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p>
<p>(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p>	<p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>
<p>(8) 施設の改修整備</p>	<p>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p>
<p>(9) その他施設における大規模な修繕等</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

(注) 1 一定年数は、おおむね10年とする。

(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の場合、下記「(外観に基づく点検)を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「(ブロック内部の点検)」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」(平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知(以下、URL 及び資料添付))を参考とする。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

(外観に基づく点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm(高さ2m超は15cm)以上)

③ 控え壁があるか。

(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)

④ 基礎があるか。**⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。**

(ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(参考 1 - 2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー

